

令和8年度三光コスモス祭り 出店規約

1. 出店について

1.出店条件

- 代表者が中津市内に住所を有する方、及び中津市内に店舗を有する方
- 協議会などの地域活性化に寄与する団体
- 主催者が認める場合 出店の可否に関しては、三光コスモス祭り出店部会にて決定します。

2.三光地区のPRに寄与してください。

3.出店者は自己の名義をもって他人に出店 (いわゆる名義貸し)をさせてはいけません。

4.露天商販売については、二豊街商協同組合を通じての出店とします。

5.中津市暴力団排除条例により、暴力団関係者の方の出店は認めません。

6.出店については、三光コスモス祭り事務局が指定した場所のみとします。

7.出店期間は令和8年10月8日 (木) から10月25日 (日) までとし、原則すべての日程に出店を行うものとします。ただし、正当な理由があり、当日朝までに事務局の承諾を得た場合はこの限りではありません。必ず事務局へ相談してください。また、この出店期間はコスモスの開花状況で前後する場合があります。

【通常時出店時間】

8.出店時間(販売時間)は原則10:00から16:00とします。ただし16:00以降も出店は可能ですが、最終は17:00までとします。売り物がなくなった場合も、片付けることなくおもてなしの心で来園者の案内など各自できることを行ってください。

【花火時出店時間】

9.10月11日（日）に花火を実施（予備日：10月12日）

9-2. 花火時の出店時間（販売時間）は原則10:00から21:00とします。

10.気象状況により、事務局の判断で止むを得ず出店の中止をお願いする場合があります。(代表者に連絡します)

11.出店に関わる事務手続き及び会場設営等の共通経費に充てるため、出店登録料として10,000円を徴収します。

12.コスモス園開園期間中の整備及び維持管理を目的とする、出店料を徴収します。平日の出店は0円です。土日祝の出店については1日あたり5,000円ですが、開園期間中

の平日に8日以上出店する店舗については1日当たり3,000円とします。営利を目的としていない場合は徴収しません。

13. アルコール類を販売する出店者は、以下の事項を遵守すること。

1. アルコール類の販売にあたっては、税務署が発行する「期限付酒類小売業免許」を必ず取得し、その免許の写しを事務局へ提出すること。その他、関連する法令を遵守すること。
2. 20歳未満の者への販売は絶対に行わないこと。年齢の確認ができる身分証明書の提示を求めるなど、年齢確認を徹底すること。
3. 自動車等を運転する予定の者へのアルコール類の提供は絶対に行わないこと。購入者への確認を徹底すること。
4. 過度に酔っている者への販売は行わないこと。
5. 販売したアルコール類に起因するいかなる事故、トラブルについても、主催者は一切の責任を負わない。出店者の責任において、全ての対応と解決を行うこと。
6. その他、アルコール類の販売に関しては、事務局の指示に従うこと。

2. テント設営及び出店準備、撤去について

1. 開園日(10月8日) から出店する場合

10月7日(水)、又は開園日の9:00までに設置してください。

2. 開園日の後(10月9日~10月25日) に出店する場合

出店する前日の17:00~18:00の間、または出店する日の9:00までに設置してください。

3. 机、イス及び販売に必要な設備は各出店者で準備してください。
4. 期間中における盗難・破損・保管等については、主催者側は一切責任を負いません。各自保険に加入するなど、自己責任において判断してください。
5. 看板・値札等、お客さんにアピールできるようなものを工夫して設置してください。ただし、のぼりは通行及び他の出店者の営業の妨げにならないように設置し、掲げる範囲については出店者間で協議を行ってください。期間中、自身のHPやSNSでの宣伝告知を行ってください。
6. 後日、販売品目・価格等一覧表を配布しますので、値段等の調整を行う場合は出店者間で協議を行ってください。
7. テントの撤去は出店終了日の16:00~17:00までに行ってください。ただし、閉園日(10月25日)まで出店する場合は、会場の片付けや田起こし等の都合で、閉園日の翌日の12:00までに行ってください。

3. 水道、電源について

1. コスモスマルシェ内に水道と電源を設置します。
2. 電源は各自延長コード等を準備してください。電気容量に限りがありますので節電等の工夫をお願いします。申込書に記載した電化製品以外は使用禁止です。
3. ライトアップ時を除く平日は毎日17:00に電源を落とします。
4. 電源容量が3000W以上の場合、発電機等を出店者で準備してください。

4. 商品の搬入・搬出等について

1. 搬入時間は9:40までとします。

許可証貼付車(各出店者2枚)のみ乗入が可能です。時間は厳守してください。

2. 搬出時間は16:00からとします。

許可証貼付車(各出店者2枚)のみ乗入可能です。時間は厳守してください。

3. 搬入・搬出の際は、会場及び園内における通行人等の安全確保に最善の注意をお願いします。
4. 9:40~16:00までは、会場内への車両の乗入は禁止します。
5. 販売時間内の途中で商品等の搬入や搬出を行う場合は、会場内・会場付近の道路には絶対に車を停めないでください。必ず関係者駐車場に車を止めてから搬入・搬出をお願いします。
6. 許可証貼付車のみ関係者駐車場への乗入が可能です。許可証の増刷はしないでください。
7. 園内有料駐車場の利用はできません。必ず関係者駐車場に車を止めてください。
8. 天候、その他要因により関係者駐車場および搬出時間等が変更となる場合があります。その際は事務局の指示に従ってください。

5. 出店料の支払いについて

1. 出店の請求につきましては11月2日（月）から11月6日（金）の期間で行います。準備の都合上、事前に事務局までご連絡願います。
2. 申請時に出店予定としていた日程（平日）において、天候等によりコスモス祭りが休園となった場合については出店したとみなします。

6. 一時営業許可が必要な出店者について

1. 出店品目について、許可を受ける必要のないものや判断が困難なものもありますので、各自で保健所へご相談ください。
2. 許可が必要な出店者は、各自で一時営業許可(飲食・喫茶・菓子)を受けてください。
3. 1営業につき、申請手数料が別途必要となります。
4. 保健所への営業許可申請書と領収書のコピーを提出してください。
5. その他、保健所からの要請には必ず従ってください。

7. 出店場所で火気器具等を使用する出店者について

1. 火気器具等(LPガスコンロ、カセットコンロ、ホットプレートなどの電化製品等)を使用する出店者は、業務用消火器の準備が義務付けられています。届出の必要のないものや判断が困難なこともありますので、各自で消防署へご相談ください。
2. 消防署への届け出は事務局で一括して届け出を行いますので露店等の火災予防チェックシートへ必要事項を記入のうえ事務局へ提出ください。

3. 消火器の設置が必要な出店者は、消防署の点検の都合上、初出店日の9:00までに設置を完了してください。

8. 販売品目報告書・検食・販売報告書について

1. 販売品目報告書は、毎日11:00までに事務局へ提出をお願いします。ただし、販売品目報告書は初回申請時より変更があった場合のみ提出ください。様式は本部まで取りに来てください。追加、削減、変更等があった場合に限り販売内容を全て記入して提出してください。
2. 検食については、出店者の責任で保管してください。事務局への提出は不要です。
3. 販売報告書はコスモス祭り終了後、11月6日(金)までに事務局へ提出をお願いします。

【令和8年5月25日改定】